

文教委員會議録 第六号

(1111)

昭和三十三年三月五日(水曜日)

午前十時二十八分開議

出席委員

委員長 山下 第二君

理事伊東 岩男君 理事稻葉

理事高村 坂彦君 理事坂田

理事山中 貞則君 理事河野

理事佐藤 觀次郎君

簡牛 九夫君 杉浦 武雄君

渡海元三郎君 灘尾 弘吉君

並木 芳雄君 野依 秀一君

木下 哲君 小牧 次生君

鈴木 義男君 高津 正道君

野原 覺君 平田 ヒデ君

小林 信一君

出席國務大臣

文部大臣 松永 東君

出席府委員

文部政務次官 白井 莊一君

文部事務官(大臣 齋藤 正君

官房総務参事官 齋藤 正君

文部事務官(大臣 天城 勳君

官房會計参事官 天城 勳君

中等教育局長(初等 内藤馨三郎君

文部事務官 緒方 信一君

(大学學術局長) 緒方 信一君

文部事務官 福田 繁君

(社会教育局長) 福田 繁君

文部事務官 小林 行雄君

(管理局長) 小林 行雄君

委員外の出席者

専門員 石井 錫君

三月三日

委員大橋忠一君辭任につき、その補

第一類第六号

文教委員會議録第六号

昭和三十三年三月五日

欠として千葉三郎君が議長の指名で
委員に選任された。

同月四日

委員井原岸高君辭任につき、その補
欠として馬場元治君が議長の指名で
委員に選任された。

三月一日

市町村立学校職員給与負担法の一部
を改正する法律案(内閣提出第一一
四号)

公立義務教育諸学校の学級編制及び
教職員定数の標準に関する法律案
(内閣提出第一一五号)

学校保健法案(内閣提出第一二〇号)

(予)

二月二十八日

幼稚園長等の待遇改善に関する諸願
(田中武夫君紹介(第一一七五号))
の審査を本委員会に付託された。

三月三日

へき地教育振興法の一部改正に關す
る陳情書外一件(鹿児島市山下町一
鹿兒島県へき地教育振興促進期成会
長石塚菊二郎外四名)(第五四〇号)

義務教育学校施設費半額国庫負担法
制定に關する陳情書外十件(旭川市
議會議長岡嶋保二郎外十名)(第五四
一号)

義務教育施設費等の国庫補助増額に
關する陳情書(静岡市追手町静岡岡
町村会長柴田忍)(第五四二号)

公立学校施設費国庫負担制度確立に
關する陳情書外一件(横浜市議會議
長津村孝男外一名)(第五四三三三)

国立大学諸経費増額に關する陳情書
(東京都文京区本富士町一国立大学
協會長矢内原忠雄)(第五四四号)

義務教育費国庫負担法に基く教材費
の国庫負担増額に關する陳情書(横
浜市議會議長津村孝男)(第五四五
号)

学校保健法制定等に關する陳情書
(山形市旅館町三〇一山形県学校保
健大會議長佐藤欽治郎外二名)(第五
四六号)

道徳教育科目設定等に關する陳情書
(東京都港区芝西久保桜川町二四東
京都教育父母會議會長岩田宙造)(第
五四七号)

町村教育委員會の廃止に關する陳情
書(静岡市追手町静岡岡町村会長柴
田忍)(第五四八号)

町村立小中学校における給食係給仕
等の人件費負担に關する陳情書(静
岡市追手町静岡岡町村会長柴田忍)
(第五四九号)

を本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

参考人出席要求に關する件

国立学校設置法の一部を改正する法
律案(内閣提出第一一九号)

国立競技場法案(内閣提出第六八
号)

文教行政に關する件

○山下委員長 これより會議を開きま
す。

初めに、去る二月二十八日の本委員
會の決定に従い、南極観測隊永田隊長
に感謝電報を送りました。これに對
し、去る三月三日、永田隊長より文教
委員長あて、次のごとき返電がありま
した。すなわち、

御懇篤な電報を拜受いたし恐縮に
存じます。われわれ微力のあらん限
りを尽して努力いたしました。が、不幸
にして第二次越冬観測の目的を達す
ることを得ず、国民各位に對し、こと
に申しわけなく存じております。南
極の自然の偉大なることを今さらの
ごとく痛感し、わが国といえども南
極遠征に關する先進各国と同様に、
少くとも数カ年の年月をかり、こ
じく対峙するのでなくては、
南極大陸の一角に嚴然たる基地を築
き上げることはむずかしいと悟りま
した。もし許されずならば、今回の
経験を足場として、われわれ一同
思いを新たに再び昭和基地に歸
り、この前人未踏の地の科学的開発
を続けさせていたきたいと念願し
ております。

貴委員長初め委員各位のこれまで
の御好意を厚く感謝し、あわせて今
後の御鞭撻をお願いいたします。
以上でございます。

○山下委員長 次にお諮りをいたした
いと存じます。去る二月十八日本委員
會に付託になり、二十七日その提案の
趣旨説明を聴取いたした。ただいま審査を
續けております国立競技場法案は、わ

が國の体育の普及振興に資するところ
大であります。また本案に關連しまし
て最近問題となつておりますスポー
ツと社会教育との關係、そのあり方等
につきましても、本委員会として重大な
関心を持つところでございます。つき
ましては、国立競技場法案に關し参考
人より意見を聴取し、本案審査の参考
に資したいと存じます。これに御異
議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○山下委員長 御異議なしと認め、さ
よう決しました。

なお参考人の人選は先日の理事会の
申し合せによりまして、赤嶺昌志君、
小川正太郎君、川本信正君、中野好夫
君、以上の四名といたしたいと存じま
すが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○山下委員長 御異議なければさよう
決定いたします。

○山下委員長 それでは、これより文
教行政に關する調査に入ります。質疑
の通告がございますからこれを許しま
す。小牧次生君。

○小牧委員 文部大臣に僻地教育の問
題についてお伺いをいたします。具体
的に伺いたいと思ひますが、
まず第一には、僻地教育の振興のため
に今日まで教育振興法が制定されまし
て逐次僻地教育も充実をして参つてお
るようでございますけれども、まだ十
分なところまでいっておりません。そ
れにはいろいろな理由があると思ひの

であります。従いましてその理由であると思われる点について、大臣の御所見を伺つてみたいと思ひます。

まず第一には、僻地にある小学校、中学校に勤務しておられる先生方の手当の問題であります。これには御承知の通りどういふところを僻地とするかという僻地指定の基準がございまして。さらにこれに従いまして手当が支給されておるわけでありまして、これについてまだその額や指定の基準が不十分であると私は考へておるわけでありまして、大臣はどのようにお考へでありますか。

○松永国務大臣 小牧委員の御指摘になりました僻地教育のまだ不十分、僻地教育に対するいろいろな施設、手当の不十分、この点についての原因、これは今小牧委員の仰せられた通りなんでありまして。そういう点が原因をなして十分というところまではいかない。しかし何と申してこれは充実にいたしませんと、あつたへんびなところ、一生懸命子弟教養の任に當つておられる先生方にまことに御気の毒であると同時に、子どもたちの教育の面にも充実にすることが多分にありますので、何とか一つやりたいと思ひまして、何となく一歩進みました。だがしかし、三十三年度予算では一億八千万ですから計上するにすぎなかつたのであります。しかしこれを契機として相当文部省内にも御説のような僻地教育に対する関心が盛り上つてきておりますので、順次一つ目的を達成したいといふふうに考へております。

○小牧委員 大臣のお気持はよくわかりましたが、さらにもう少しお伺いをしてみたいと思ひます。元來僻地における指定の基準は、御承知の通り国家公務員法に準じて各都道府県の知事が条例をもつて定めてやつておるわけでありまして、学校教育という特殊な仕事に従事しておられる先生方の場合に、必ずしも他の国家公務員の方々と同じようには考へられないいわゆる教育の特殊性というものがあつたのではないかと私は考へる一人でありまして。これは具体的にいふと、さういふ問題で、教育の特殊性といふことをどういふふう具体的に表現をして、どうして指定の基準を設けるかといふことはなかなか簡単ではないと思ひますが、たとえばほかの国家公務員の場合におきましては、被服を支給されておるとか、まあ多少違つたところから待遇もまた違つておるといふ面もあつた。それからまた逆に、学校の先生方になりますと、学校が小さいので、一人で三学級あるいは四学級も担当して非常に過重な仕事をしなければならぬ、あるいはまた地域社会の教育とか、あるいは青年学級とか、いろいろ多方面にわたる仕事もなければならぬといふようないろいろな特殊性があるわけでありまして、私はこの際へき地教育振興法を改正いたしまして、他の国家公務員と切り離して、何か特殊な新しい基準を設けるべきではないか、こういう氣持を持っておるのではありませんか、これについて大臣のお考へをお伺いしてみたいと思ひます。

○松永国務大臣 この僻地教育の問題は、ただ単に国家公務員とか地方公務員とかという公務員の率でこれを規定していくといふことには参りません。これは御説の通りです。従つて手当とか支給とかいふような基準につきましても、やはり一般公務員とは異なつたところの配慮が必要だと痛感いたしております。御指摘になりましたように、教育の面は、特に僻地教育に携わつておる人々にはやはり三学級も四学級も一人で受け持つておられる現状でございまして。従つてこれに對しては国家公務員、地方公務員と同じような率で考へるというところは間違つてゐるといふふうに考へております。これに對しては、仰せになりました通り、その振興法についてもこれを改正する必要があるのではないかといふので、今研究を重ねておるところでございまして、御了承をお願ひいたします。

○小牧委員 大臣がへき地教育振興法について、いろいろ改正のために研究する必要があるといふ御意見はよくわかりました。従つてさらにその点について、私のこゝろいふふうに改正の方向を進めてもらいたいと思ふ点について、お伺いをいたしてみたいと思ひます。

この指定の基準に関連いたします手当ての問題であります。これにつきましても、先ほど大臣から御答弁がありましたが、今回はたしか約七千五百万円だと思ひますが、手当が増額になっておりました。その点感謝申し上げておるわけでありまして。もちろん額そのものも増額をしてもらわなければならぬと思いますが、これについての基本的な支給の方法についてさらにお伺いをいたしてみたいと思ひます。

これら先ほど申し上げました通り、現在は都道府県知事の権限で、条例をもつて各県がそれぞれ定めて、そして手当を支給いたしておるわけでありまして、御承知の通り、地方公共団体の権限でやつておりますので、赤字のところとか、あるいは富裕県とかいろいろありまして、まちまちでございまして。たとえば一律に定額を支給しておる県もありまして、あるいはまた割合を定めて、本俸の幾らという率で手当を支給しておる県もございまして。従つてさういふ点を、最初申し上げたように考へ方から、何らか統一をいたしまして、教育の特殊性に基いた基準を指定して、同時に支給の方法についても、これに準じて率を定めて、各都道府県が統一的な手当を支給できるように、文部省としても、今後各都道府県に對して指導、助言をされる方がよいのではないかと、こゝろいふふうに考へますが、大臣はどのようにお考へでございませうか。

○松永国務大臣 お説の通り、いわゆる赤字府県に對して、これまで適当な勧告等もいたしておた事例もあるものでございまして、御指摘の通り、こゝろ問題がいろいろへんば取扱いをされては、非常に教育行政上困りますので、実は昨年二〇%から五%の五段階に定率支給を直しまして、そうして実行に移すように勧告をいたしておいたものでございまして。しかしながら御指摘のような点もあつたので、本年度から以降はもう少しへんば取扱いがないように努めたいと思ひまして、その面の指導、勧告等も十分抜かりなくやるつもりでおります。さらに御指摘になりました法律の改正と相俟つてお全きを期したいといふふうに存じております。

○小牧委員 この問題については、承るるところによりますと、新年度の予算の要求に當つて、文部省は大蔵省に對して、名称は正確に存じませんが、僻地教育手当といふような名称で要求をされたら聞いておるわけでありまして。それからさらに昨日の参議院における大臣のこの問題に対する答弁も若干承つたわけでありまして、僻地の指定基準を統一したい、こゝろいふ答弁をされたように聞いたのであります。が、この僻地の指定、基準の統一の問題と、ただいま申し上げた僻地手当の問題と、ただいま申し上げた僻地手当の問題について、大蔵省との交渉の経過もあわせて、具体的な構想をお持ちであるならば、この際お伺いをいたしてみたいと思ひます。

○天城政府委員 私から最初にお答えいたします。御指摘のように、僻地手当の問題につきましても、一般公務員の場合と異なりまして、教職員の場合には何か他と異なつた配慮が必要ではないかといふことをわれわれも感じておりました。実は本年度の予算の要求に當りまして、現在の地域給を中心とした僻地手当のほかに、何と申しますか、教育の面から考へた僻地教育手当といふものを一応考へたのでございませうけれども、結果的には予算的に認められないで終つております。その要素でございまして、やはり僻地手当には地域的な要素がどうしても多いのでございまして、それに教育的な要素をかみ合せるということが、技術的にも、それから考へ方でも、作業いたしてみますと、なかなかむずかしい点が残つておりました。なお今後の問題として研究を続けたいと思ひますが、一応教職員の僻地手当の中には、一般の公務員の場合と違ひ、あるいは距離的な条件だけでなく、他の要素を加えなければならぬのじやないかと

僻地につきましては優先的に配置する

ように指導して参りたいと考えております。なお今後、僻地の学校におきまして御指摘のような状況にございますので、医療費、特に救急箱のようなものを検討してみたい、かように考えております。

○小牧委員 養護教諭の問題で優先的にというお話がありました、そのお気持は私も敬意を表しますが、私も、実際にはなかなか容易に実現されないのではないかと。従って先ほど私が申し上げた通り、どうしてもこれが義務的に配置されるという強力なる措置が講ぜられる必要があると思うのですが、そこまではまだ考えていないわけですか。

○内藤政府委員 これは当委員会に予備審査で付託されております学校保健法案がございますが、この学校保健法案によりまして児童、生徒の就学時の健康診断、さらにその結果疾病その他がございますれば、これを学校に行くまでに完全になおして学校に入るように、同時に定期的な身体検査を行いまして、いわゆる虫歯、トラホーム、十二指腸、こういうようないわゆる学校病が相当ございますが、これにつきましては身体検査の結果学校病を感ずるようには、これは地方公共団体の負担において要保護者と要保護者について治療費を免除する、これについて国が一部半額負担するような措置がただいま予備審査で付託されていると思

います。この学校保健法案とただいま申しました教員定数の法案、両々相俟って僻地における健康管理に遺憾なきを期したい、かように考えております。

○小牧委員 それではもう一つお伺いをいたしますが、これもよく御存じの問題で、僻地学校となれば非常に交通が不便であり、遠隔の地から小さな子供が学校に通うという非常に不便なところで困っておるわけですが、これについて今日までスクール・バスとかあるいはスクール・ボート、こういったものに対する措置がなされて相当地の問題の前進を示しておるわけでありまして、ところが実際の状況におきましては、先ほど申し上げた通り、僻地は公共団体の規模も非常に小さいこと、また財政的にも困っておるということ、あるいはスクール・ボート、あるいはこれに準ずるものを設置したあとの維持、運営に困っておるのが今日の事態であると思っております。しかしながら今の建前ではどうにもならない。従ってどうしても当分の間、国の方で何らかのめんどうを見ていく必要があるのではないかと。私はこういうふうに考えるわけですが、これについて御見解を承わっておきたいと思

います。

○内藤政府委員 僻地におけるスクール・バス、スクール・ボートの維持費のお尋ねのように思いますが、これは本来市町村の経費で見なければならぬので、御指摘の通り僻地におきましては財政状態が非常に困難でございまして、なかなかスクール・バス、スクール・ボートの維持に困難だといふお尋ねだと思いますが、本件につきましては地方自治庁と十分相談いたしまして、特別交付税なり何らかの方法で解決するように努力をしてみたいと思っております。

○小牧委員 いろいろ僻地教育の振興については、われわれが解決していかなければならない問題があると思ひます。しかしもう一々あとこまかい問題についてはお伺いをいたしませんか、大体初めから申し上げた僻地の指定の基準、それから先生方の特殊勤務手当の問題、あるいは健康増進、こういった今お聞きいたしました問題等が僻地教育振興の条件をなす大部分であらうと考えておりますので、今いろいろ御答弁がございましたが、そういうきまつておる点についてはその通りに、まだきまつておらなければ十分積極的に対応されて善処されるようにお願いしたいと思ひます。

最後にきのうちよつと聞いたのでありますが、今これからの問題について僻地その他からたくさんの方々の方々が上京して、国会あるいは文部省等にいろいろ陳情をしておられるようであります。私もそのところにもたくさん見えました、きのうでしたか七、八人の方が稲田文部次官に面会をしていろいろお願いをいたしたいといふことで、文部省に行ったら、どういふわけか稲田文部次官は面会を拒絶されたやうに聞いたのであります。果してその通りであつたかどうか、大臣がおられるので政務次官にお伺いをいたしますが、どういふことでしたかお伺いしてみたいと思ひます。

○白井政府委員 ただいまの点につきましては詳細承知いたしておりますが、ただ文部省といつても、いろいろ陳情等は十分一つ伺つて、そうして意のあるところは承して参りたい、かように考えているのでございまして、たとえ大臣等におかれましても日教組等に対しましていろいろな陳情はできる限り聞いていようという実情でございまして、従つて各事務当局においてもよりその精神でおりますが、ただ今法案等の問題等が事務当局においても非常に多忙な際でもありまして、また陳情が近來非常に多いのであります。そこで陳情等につきましては私も努めて何ういふにいたしておりますが、私も国会開会中はこちらの方に参つておりました、昨日も、実は私の部屋の女の子もかぜを引いて、秘書の者もこちらへ来ておる、こういうことで、あるいは昨日そういう点で陳情者の方にも御迷惑をおかけした面があるかもしれませんが、事務次官もそういうふうで非常にいろいろお忙しい際で、全部が全部陳情者にお目にかかるということもできかねる実情にございまして、あるいはそういう失礼をした場合もあろうかと存じますが、決して陳情書を無視するということではないことだけは、この機会にお答え申し上げます。

○小牧委員 白井政務次官はその場におられたかどうか私は存じませんが、あなたを何も追及しようというわけではございません。ただ私の聞いたところでは、わずかに八名といふことで、何も日教組の方ばかりでなく、僻地教育の振興については、御承知の通り非常にたくさんの方々の方々が一生懸命努力しておられる。これはもう政党政派を越えて非常にたくさんの方々が努力しておられる。そういう方々の中で一部の方が行かれて、そうして拒否された。どういふわけかと

聞いたんですが、理由はよくわからない、拒否された方も……。文部省の中に入つていつたら監視がおつてとめて、そうして取り次いでくれたのかくれぬのか、これもわからない。ぜひ稲田文部次官にお会いをいたしたい、こういう真摯な気持ちで、はるばる遠いところから、また僻地から出てこられて、しかも理由もよく教えないで会わないといふこの態度は、これはまあ白井政務次官は直接関係のない話で、大臣にお伺いしてみたいと思つたのですが大臣がおられないので、今後そういう場合には一分でも廊下へでも出て、そうしてどういふ御意見か、御意見を聞くという態度が必要である、こういうふうにかへますので、もし今私がお伺いしたことが事実であるとするならば、事実でないとするならば、事実であるとするならば、一つ大臣にかわつて白井さんの方から稲田次官の方に十分御注意願ひたい、私はこういうふうに考えますが、これを要望いたして質問を終わります。

○山下委員長 高津正道君。

○高津委員 僻地教育の問題について少しお尋ねをいたします。文部省は新しい合併町村に対して義務教育学校の統合について指示をして、大いにそれを奨励しておられるようでありまして、それが自治体において大きい紛争の種になつておられるところがございます。どういふような統合規程のようなのを各都道府県の教育委員会にお流しになつたのか、それをまずお伺いしたいのです。

○白井政府委員 地方の町村の合併に伴つて、この義務教育の学校の校舎を統合して、できるだけ適正規模にして

合理化したい、こういうことで文部省におきましてもいろいろ指導はいたしておられますが、特別にこういう規模でこう統合すべきであるというような指令を出したことはないようでございます。ただし、しかし町村の合併そのものにつきましては、いろいろ地方の事情等によって紛争を来たしておりますこともございまして、学校等におきましても、児童の通学の便益というよりなことを考えて、そういうような点から、父兄においてもいろいろ意見が各町村によって異なる面がありますので、そういうことがないとは限らぬと存じますが、これらは各地方の実情、その場、その場に即して話し合つて、できるだけ円満に解決していくべきものである、かように考えております。

○高津委員 文部省はそういう指示を出していない、通牒も出してないと言いますが、何もそういうことは下へ流した覚えはないのですか。

○内藤政府委員 学校統合の規模につきまして中央教育審議会に諮問いたしました。その諮問の結果、答申が出ておりますので、それは参考にしていただきたいと思います。たとえば学級は十八学級くらいが適当である、あるいは通学に對しては、無理のないように、そういう一般的なものでございまして、特別にどうしろ、こうしろというようなことは流しておりません。

○高津委員 通学に對して無理のないようにといへば、小学校の場合、通学距離の最大限はどのくらいに考えておられますか。

○内藤政府委員 小学校四キロ、中学校六キロくらいを妥当と考えております。

○高津委員 そうすると、五キロ、七キロということになるにもかかわらず統合しようとしておれば、それは不適当とお考えになりますか。

○内藤政府委員 小学校の場合には不適当と考えております。

○高津委員 私は陳情を受けたもので、その学校の名前を申し上げますが、広島県の双三郡三和町上板木小学校というのがございまして、その町村では産業の奨励というよりなことも、とにかく建てた学校をこわして統合するといふような土木に非常に興味を持っている町長がいて、建ててまだ数年にしかたないのに、すぐにそれを中央に大きいものを——いささかソソ連趣味のような、統合して建築するという趣味を非常に持っているようでありまして、もしそれが統合になれば、七キロ半に及ぶ距離から通わねばならぬ。しかも道路がめちゃくちゃに悪いのです。そしておまけにイノシシが出るのです。なお午後四時に学校が終れば、七キロ半という距離に及べば、わが家は暗くなつて帰る、そういうひどい実例があるのであります。これに反して新しい町村の統合があつても、本校を含めて九つもの村で平然として、住民の利益というか、希望に沿つてそのまゝにしておる新しい町村もある。こういう乱暴なことがある場合、もし書類において町長あるいはその村の教育委員長が県知事あるいは県の教育委員会に對して、距離などにおいて誤まつた申告をしておる場合には、その場合はどうすればいいんですか、あるいはどうなるのですか。

○内藤政府委員 学校統合の場合は市町村の教育委員会が適正な規模で処理

されるところでございます。ただこの場合に学級の定員等に変更がある場合には、これは都道府県教育委員会の認可を要する事項でございます。と申しますのは、教員の給与等は都道府県で負担しておりますから、しかし今申しました統合の規模をどうするかというよりなことは市町村独自で定められるものでございまして、今御指摘のよう

に、七キロ半というような場合は、小学校の場合には特に交通機関、たとえばスクール・バスのようなものが整備されていない限りは無理ではなからうかと思ひます。

○高津委員 統合の条件として町議会の議決は必要であらうと思ひますが、町議会の議決があつても、その学区内の父兄が、一部ではあつても非常に七キロ半をたてて、六キロもあり五キロもあるのですから、反對しておる場合には、それはやはり認可を申請してくれば、統合せよと、このように許すものでしょうか。

○内藤政府委員 学校統合は市町村の教育委員会の権限事項でございますので、認可とか何とかという問題は起きないわけでございます。

○高津委員 その上板木小学校の父兄たちは何となくして児童の健康を守りたい、そんな通学の負担にはたえられないといふので、けなげにも児童福祉法を研究して、そして府県の児童福祉関係の協同団体に訴へたのです。それはひどいといつて受けた意向を示したところが、その次に会つてみると、同じ県庁の屋根の下にいて、教育委員会とこちらとで争うわけにはいかぬ、これは却下だ、こう言つたといふのです。しかし児童福祉法という法律に違反す

るとその人たちが一応認めることを、他の機関とけんかをしてはいかぬといふので却下するといふのは、すいぶん悪いと思ひます。文部省の責任ではないと思ひます。非常に妥協を欠くと思ひます。しかし文部省の方からは児童福祉法の精神のうちに、児童の健康を守ることに注意をしていただかねばならぬので、文部省としては、白井政務次官としてはそのような扱ひは適切を欠いておるといふか、妥協でない、このようにお考えになりますか。公平な御意見を聞かしていただきたい。

○白井政府委員 地方のそういう問題につきましては、やはり一番その土地の方、ことに教育問題であれば教育委員会の方々がその実情をよく御承知のはずでありますから、そういう無理なことは常識上やるというところは考えられないのであります。しかし文部省としては先ほど初中局長からお話申し上げましたように、大体原則的な、小学校で四キロ、中学校で六キロくらいが適当、それ以上は無理である、こういうようなことは、そういう諮問に對しての答申があるというところを出してございまして、それに基いて大体地方で御判断いただけることかと思ひます。従つてそれ以上は無理をして児童の通学に負担を過重にかけるということは適当だとは考えておりません。

○高津委員 児童福祉法第一条、第二条、第三条、それからその次の第何条とかと非常によく研究して、子供はかわいそうだと言つてゐるんですが、児童福祉法を守つて児童を保護する、そういう考慮も文部省の關係当局として、はなすべきである、このようにお考えになりますか。

○白井政府委員 その通り考えております。

○高津委員 この学校は複式で、しかも三十四、五人くらいを一年、二年一緒に教えておるわけでありまして、そうして本校の生徒に比べていつも成績がいいそうです。これはすし詰めの学級を解消せねばならぬというよい材料を提供するもので、そこで教育が低下しておれば、適正規模の学校に統合するといふ論拠になりますけれども、そのように遠隔の土地であり、しかもいい成績を上げておるといふ場合には、あまり無理をしない方がいい。私は何も利害成すれば、反對の方は悩むでしょうから、私はちつとも利害はないけれども、どうも弱い方がかわいそうで、何とかしてやりたいと思つてこの質問をしたわけでありまして、当局の意向がわかつてこれを伝えれば、關係者においては非常に喜ぶであらうと思ひます。

○山下委員長 野原君。

○野原委員 私は僻地について若干お尋ねしたいんです。私は今日は僻地と関係もございせんが、かつて私は僻地に五年間教員をしたことがございまして、僻地の教員、僻地の子供たちあるいは僻地におけるその親たちの考えがどうであるかということをお尋ねしております。そういう点で二、三お尋ねしたいと思ひます。

まず最初にお聞きしたいことは、文部省でも調査ができておると思ひますが、今日この僻地に該当する子供の数、児童、生徒、中学校でけつこうですが、どのくらいおるとお考えですか。

○内務府委員 ちよつとここに資料を持ち合せておりませんので、後ほどお知らせ申し上げたいと思います。

○野原委員 資料を持ち合せなければ、後ほどでもつけようと思いますが、御承知のように、地教育振興法というものが昭和二十九年に出されておる。そこでこの法律に基いて僻地の問題を解決しようとするには、どのくらいの予算がなければならぬと文部省は考えておるか。私どもはこの僻地の問題をとり上げておるところのいろいろな研究団体からいろいろな陳情を受けておるのであります。やはり責任のある文部省としてこのへき地教育振興法に基いて問題を解決していきたい。たとえば集会所を作るあるいは僻地手当を出す、こういうふうによりやうにやうにやうに、国がその三分の一といったような補助率を出されておるが、この補助率によつて解決するとして、国はどのくらいの予算が総額において出されなければならないか、その点をお聞きしたい。

○内務府委員 お話の点は非常にむずかしい御注文なんです、と申しますのは、たとえば教員の僻地勤務手当というものは、これは毎年出さなければならぬので、総額というものを算出することが困難だと思ひます。本年度はへき地教育振興法の関係では、特に僻地の教員の手当、これを約七千五百万増額いたしましたのは、大体従来僻地手当は御承知の通り定額制でございまして、最高千二百円とかいうふうになつておりましたが、昨年から改めまして定率負担にいたしました。最高は本俸の二割にいたしましたわけであり、四割刻みの五段階、最低四割、

こういふふうにしたしておりますので、これはまだ各県とも全部定率負担には切りかえておりませんが、文部省としてはできるだけ定率負担になるように、すなわち本俸に比べて何割支給というふうな形に指導しております。現在まだ相当数のところが一定の金額で支給しております。たとえば千円とか八百円とかいふような金額で支給しておりますが、これをできるだけ改めたい、これが第一点であります。その他の僻地教育振興の経費でございまして、これは別に年度割というわけではございませんが、前年度の実績を考慮しながら、まあまあ、不十分だけれども、何とかやうにけるのではありませんか、何となくやうな程度のものであります。

○野原委員 私の質問が非常にむずかしいと思ひます。私も今反省しておりますが、なるほど僻地手当という人件費は総額の中に入れるというところは困難であらうと思ひます。けれども、今初中小局長も申されましたように、たとえば僻地の公民館であるとか集会所であるとか、そういうような問題はこの振興法が規定しておりますから、そういう恒常的なものに関しては総額が計算されるはずなんです。その点をお聞きしたいのです。

○小林(行)府委員 僻地集会所につきましては、大体私どもの計算では不足坪数のある学校すべてを調査いたしました。その申請の有無にかかわらず、すべてに設置するといふ建前を計算しますと、大体十七億かかるという数値を想定いたしております。

○野原委員 僻地集会所だけが十七億でしよう。そのほか問題は大々さんあると思う。だから私は総額を聞いておる。しかし今御説明ができなければ、これもあとで資料として出していただくかと思ひます。へき地教育振興法に基くものは単に集会所だけこの規定はされておるから、この法律に基く予算は一体どれくらいあれば問題が解消できるか、文部省の考えでございまして、私は後ほど資料として提出されるように要求いたします。なぜ私がこゝに質問をするかといふと、どうも文部行政というものは、何となく、全くだるな式といふのか、出まかせといふのか、私は率直に言つて、さういふ感じを持つのです。だからへき地教育振興法を衆参両院で決議をあげて、私どもがこゝに法律として作つた限りは、やはりこの法律に基いて一日も早く問題を解決するといふ努力を文部行政としてはやはり示すべきなんです。それを示すためには、一体この法律に基いて予算総額がどれだけの必要か、その総額がたとえば三十一億必要、四十億必要、それじゃこれだけのものを一体何年度の計画で解消していくかといふかといふような、計画的なものをやはり立てるべきなんです。その計画を立てて今年は一億円でいいです、五千万円でいいです。あなた方は大蔵省にこの要求を出して一億円、二億円取つておる。ところがその取つた一億円といふものがいつになつたら、何年先にはどういふ計画で、どういふ形で解消していくかといふことは、実は確立されてないのじゃないか。もし私が言うことが、それが間違いだといふなら、私は御答弁いただき

たい。そういう計画的なものを立てていらつしやるかどうか、重ねてお聞きします。

○内務府委員 もちろんへき地教育振興法によつて計画の立つものは立てております。御指摘になりました教員の僻地手当の関係とかあるいは学校の教材費の関係、こういうものは別に年度別ではございません。経常的な経費でございまして、へき地教育振興法の教材、教具等の整備、それから教員の研修でございまして、これは大体毎年やっておりますので、これも幾らなればならないという経費ではございません。そこで今管理局長からお答えしました僻地集会所の問題と教員住宅の問題が大体対象になると思ひるのでございます。

○野原委員 それで、あなた方が本年度一億何千万か計上しておることは予算書を見れば明らかなんです。昨年度もこれは計上しておる。だからして昨年度の計上——これができたのは昭和二十九年なんです。だから私は、三十年からさかのぼつては申しませんが、本年以降からでもけつこうなんです。総額においてはこれだけ必要から昭和三十三年度はこれだけの予算を計上したのだ、本年は特に教員の住宅という問題に力を入れるんだ、集会所の問題を解消していくんだという年次計画的なものを立てていらつしやるかどうかといふことを聞いておるのです。明確に持つておられますか。

○小林(行)府委員 僻地集会所につきましては先ほどお答え申し上げましたように、不足坪数をすべて調査いたしまして年次計画を、一応概算要求をする場合に立てておるわけでござい

ます。ただ財政当局と折衝をいたしますと、なかなかこちらの思ひやうな年次計画的な数字が入つてこないという実情でありまして、たとえば現在の補助率で大体僻地集会所の全量を整備するのに十七億という数字が出るわけでございますが、本年度においては大体一億四千万程度のものでしか入つていない。これは比率で申しますと大体十二分の一程度のことになつておるわけでありまして、それから僻地の教職員の住宅の場合も、これは二十八年度以来年々計画を立てまして住宅難の解消をやつてきておるわけでございまして、これも予算の折衝に際しましては、文部省の計画したような数字がなかなか入つてこない。ただ先ほど小教委員の御質問にお答えしましたように、文部省としてはこの僻地教職員の住宅には特に力を入れておるわけで、明年度の予算にも昨年に比べてかなり戸数を増すといふやうな、多少の増額を見ておるやうな次第でございまして、いずれも年次計画を立ててやうなつもりでございます。

○野原委員 年次計画を立てておるとすれば、それは何年計画、三カ年計画か十カ年計画かお聞きしたいところなんです。集会所だけで十七億も必要といふのに一億何千万といふことであれば、これは一億何千万の十倍だつて十七億にはならぬ。そうするとこれは十年の計画だといふことにも私は考えられるし、なおまた教員の宿舎建築にいたしまして、これは総額の御説明はございませんが、一体何億円必要のか。これはある人に聞きますと、七億円くらい要るだらう、こゝ言つておる。文部省はどう考えているか。

○内務府委員 ちよつとここに資料を持ち合せておりませんので、後ほどお知らせ申し上げたいと思います。

○野原委員 資料を持ち合せなければ、後ほどでもつけようと思いますが、御承知のように、地教育振興法というものが昭和二十九年に出されておる。そこでこの法律に基いて僻地の問題を解決しようとするには、どのくらいの予算がなければならぬと文部省は考えておるか。私どもはこの僻地の問題をとり上げておるところのいろいろな研究団体からいろいろな陳情を受けておるのであります。やはり責任のある文部省としてこのへき地教育振興法に基いて問題を解決していきたい。たとえば集会所を作るあるいは僻地手当を出す、こういうふうによりやうにやうにやうに、国がその三分の一といったような補助率を出されておるが、この補助率によつて解決するとして、国はどのくらいの予算が総額において出されなければならないか、その点をお聞きしたい。

○内務府委員 お話の点は非常にむずかしい御注文なんです、と申しますのは、たとえば教員の僻地勤務手当というものは、これは毎年出さなければならぬので、総額というものを算出することが困難だと思ひます。本年度はへき地教育振興法の関係では、特に僻地の教員の手当、これを約七千五百万増額いたしましたのは、大体従来僻地手当は御承知の通り定額制でございまして、最高千二百円とかいうふうになつておりましたが、昨年から改めまして定率負担にいたしました。最高は本俸の二割にいたしましたわけであり、四割刻みの五段階、最低四割、

こういふふうにしたしておりますので、これはまだ各県とも全部定率負担には切りかえておりませんが、文部省としてはできるだけ定率負担になるように、すなわち本俸に比べて何割支給というふうな形に指導しております。現在まだ相当数のところが一定の金額で支給しております。たとえば千円とか八百円とかいふような金額で支給しておりますが、これをできるだけ改めたい、これが第一点であります。その他の僻地教育振興の経費でございまして、これは別に年度割というわけではございませんが、前年度の実績を考慮しながら、まあまあ、不十分だけれども、何とかやうにけるのではありませんか、何となくやうな程度のものであります。

○野原委員 私の質問が非常にむずかしいと思ひます。私も今反省しておりますが、なるほど僻地手当という人件費は総額の中に入れるというところは困難であらうと思ひます。けれども、今初中小局長も申されましたように、たとえば僻地の公民館であるとか集会所であるとか、そういうような問題はこの振興法が規定しておりますから、そういう恒常的なものに関しては総額が計算されるはずなんです。その点をお聞きしたいのです。

○小林(行)府委員 僻地集会所につきましては、大体私どもの計算では不足坪数のある学校すべてを調査いたしました。その申請の有無にかかわらず、すべてに設置するといふ建前を計算しますと、大体十七億かかるという数値を想定いたしております。

○野原委員 僻地集会所だけが十七億でしよう。そのほか問題は大々さんあると思う。だから私は総額を聞いておる。しかし今御説明ができなければ、これもあとで資料として出していただくかと思ひます。へき地教育振興法に基くものは単に集会所だけこの規定はされておるから、この法律に基く予算は一体どれくらいあれば問題が解消できるか、文部省の考えでございまして、私は後ほど資料として提出されるように要求いたします。なぜ私がこゝに質問をするかといふと、どうも文部行政というものは、何となく、全くだるな式といふのか、出まかせといふのか、私は率直に言つて、さういふ感じを持つのです。だからへき地教育振興法を衆参両院で決議をあげて、私どもがこゝに法律として作つた限りは、やはりこの法律に基いて一日も早く問題を解決するといふ努力を文部行政としてはやはり示すべきなんです。それを示すためには、一体この法律に基いて予算総額がどれだけの必要か、その総額がたとえば三十一億必要、四十億必要、それじゃこれだけのものを一体何年度の計画で解消していくかといふかといふような、計画的なものをやはり立てるべきなんです。その計画を立てて今年は一億円でいいです、五千万円でいいです。あなた方は大蔵省にこの要求を出して一億円、二億円取つておる。ところがその取つた一億円といふものがいつになつたら、何年先にはどういふ計画で、どういふ形で解消していくかといふことは、実は確立されてないのじゃないか。もし私が言うことが、それが間違いだといふなら、私は御答弁いただき

○小林(行)政府委員 現状の補助率で計算したわけでございますが、大体僻地教職員の住宅につきましては現在三分の一の補助率でございますので、補助金としては大体三億程度あれば足りる、従って工事量としては私どもとしては九億程度のものでありふらに考えております。

○野原委員 そこで私は第三の要望を出しますが、文部省は僻地の問題を解決するために一体どういう年次計画で考えていらっしゃるのか、総額においてはどうだけ要するかと、その文部当局の考え方を至急御提示願いたいと思っております。

そこで次にお尋ねしたいことは、わが国で最もみじめな僻地の実情、これを一ぺん御説明してもらいたい。一例でけっこうです。これはどういふ実情に置かれておりますか、御説明願いたい。

○日井政府委員 全国の問題でございますから、なかなかその点はむずかしいかろうと思っておりますが、私、数年前参りまして、奄美大島あたり僻地の状況を見ますと、たとえばちよつと見ただけでも、当時土間に、ドアも何にもなく、もつとも暖かいところですから、ドアは必要ないのかもしれないけれども、土間に机を置いておるような状態で、ほんとうにああいう状態ではお気の毒だ、かように考えて見て参った個所がございますが、その後奄美大島の方に向いますと、だいぶ近ごろは改良されて、徐々にではあるが、非常によくはなつてきておる、こういうことを伺いました。それらもやはりこういう僻地教育の振興についての議

員立法がなされて、皆様方の……(それとは関係ない。それは奄美大島振興法によつてよくなりつづけるのだ)と呼ぶ者あり)振興法ですか、それによつて、皆様方の御関心の深いことが反映して、そうして僻地においても徐々に施設等も完備しつつある、かように考えるのでありますが、今後とも一つ僻地の教育については、政府としても皆様方の御意向をくんで十分力を尽していくべきものである、かように考えております。

○野原委員 ただいまの御答弁を聞いても、まことに失礼な言い方ですけれども、たよりない答弁であります。私は決していやがらせを言つておるのではないのです。僻地の問題は実に深刻なものです。そのために私たちは特別にへき地教育振興法というものを作つたのです。教育の機会均等という点から考えても、同じ日本人でありながら、ろくろく義務教育を受けることができない状態に今日置かれておる。私の調査したところによれば、その学童生徒は七十万から八十万に該当すると言われておるのです。これはいづれ文部省がどれだけ調査したかをあとで聞きたいと思いますが、私どもがへき地教育振興法を作つたときには、第五条という条文を特になつたのは、そこにあるわけなんです。これは一つよく読んでもらいたいのだが、文部大臣は、へき地における教育について必要な調査、研究を行い、及び資料を整備し、云々と書いておるのです。私は一体どれだけの調査、どれだけの資料が整備されておるのか、お尋ねしたのであります。ことごとくに本日その資料の提出もできなければ、的確な御答弁もでき

ない。最もみじめな僻地というものはどういふ実情にあるか、こういう機会に文教委員会を通じて、文部当局は積極的に国民に向つてこういう実情だといふことをアピールすべきなんです。日ごろ調査、研究をやつていないのじゃないか。これは法律に規定されておることを十分にしていけないのじゃないかという疑問を私は持つておる。第五条というものを、一体文部行政の中でどれほど消化しなされておるのか、これは疑わしいのであります。私の言うことが、そりやあまりひどい言い方だというならば、今からでもお尋ねはあります。調査について、具体的に御答弁が願いたい。しかしお尋ねはできないことだらうと思つて、これ以上は、この場では追及しません。あらためて出していただきたいと思つておる。

そこで次にお尋ねしたいことは、僻地の学校に勤務する教員の養成施設ですね。これは第四条の第二項で「都道府県は、必要に応じて、へき地学校に勤務する教員の養成施設を設けなければならない」と書いてある。今日、僻地学校に勤務する教員の養成施設を設けた都道府県があるかないか、それからこれを必要とする都道府県があるかないか、いかがですか。

○緒方政府委員 来年度の予算では、北海道と長崎二道県につきましては、教員養成施設の予算を計上いたしてあります。三十二年度におきましては、なおそのほかに、岩手、兵庫、三重、青森、この四県でございましたけれども、僻地のための特別の養成の必要がなくなりまして、この四県は廃止にな

りました。来年度におきましては、さつき申しましたように、北海道と長崎、この二カ所でございます。養成機関としましては、北海道が四カ所、長崎が二カ所でございます。

○日井政府委員 なお僻地教育のことにつきまして、野原委員からいろいろ御注意がございましたが、文部省でも決してこれがないがしろにしておるわけではないので、お尋ねのへき地教育振興法の第五条に基いて調査、研究はしていることと聞いております。従つてその資料等をできるだけお出し申し上げまして御参考にいたしますが、もとよりこれが完全なるものであるということはお尋ねしたいと思つておる。そのお尋ねはいたしまして、十分御趣旨に沿つてやりたい、かように考えておる。

○野原委員 僻地の定員の決定は、内藤初中小局長の所管かと思つておるが、これはどういふ配慮がなされておりますか、お尋ねします。

○内藤政府委員 ただいま本委員会に付託になっております学級編制の基準及び教員定数の標準に関する法律案によりまして、僻地の学校というものは大部分が五学級以下と思つておるが、小規模学校についてはできるだけ特別の考慮を払ふようにいたしてあります。ですから、いづれそのときに御説明申し上げたいと思つておりますが、小規模学校について政令の定めるところにより、普通の場合は一学級一人でございますけれども、何らか特別に考慮したい。今大蔵省と折衝中でございます。いづれ決定次第申し上げたいと思つております。

○野原委員 小規模学校というのは、僻地でない小規模学校と、僻地に該当する、そしてなおかつ小規模学校といふのとあると思つておる。私の聞いておるのは、この僻地の教員の定数についての配慮を尋ねておるわけですから、小規模学校だけの考え方で御答弁されては困る。僻地については法律に基いて特段の配慮をしなければならぬのでしう。御承知ですか。お尋ねします。

○内藤政府委員 私どもの方は、全国的な基準をお示しして、県の教員の総数のワケをきめたいと思つております。従来は、御承知の通り、実績負担でございまして、教員の定数というものはございせん。ですから、都道府県が都道府県の責任において教員定数を配当されれば、文部省は必ず実支出額によつて二分の一を精算負担した、こういう格好になつておつたのでございまして。ところが最近赤字府県が相当ふえておまして、約十九県が赤字団体に指定されて、教員の首切り等がどんどん行われておる実情でございますので、この際できるだけ教員の定数を確保したい、こういう配慮から、実は教員定数の標準に関する法案をお出ししたわけでございまして。その中では、全国的な基準といたしまして、小規模学校、特に五学級以下について特別の補正をするという考え方でございまして、今御指摘の僻地の場合には、必ずしも小規模でない場合も理論的にはあり得ると私は思います。しかし私どもの調査では、僻地の場合はほとんど小規模学校でございまして、小規模学校の補正を考えますれば、総数は何とか愛宕な数字が出るのではなからうか。その総数の中で具体

的に配当するのは、へき地教育振興法第四項によつて都道府県が特例の考慮を払ふ義務が生じてくるわけでございす。総数として僻地を持った都道府県に十分な配当ができるように考慮したいと思ひます。

○野原委員 どうも答弁が納得できないのです。これは法律が規定しているのです。法律はどつち規定してあるかといふと、明らかに第四條の第四項において都道府県は、僻地学校に勤務する職員及び職員の定員の決定について特別の考慮を払い、文部省はこれを指導しなければならぬと規定がうたつてあるんだ、小規模学校の今度の定数基準といふものは、これはことしからでしよう。私は百歩譲つて、その小規模学校で解決できるんだとかりに仮定いたしましたとしても、第四條第四項といふのは小規模学校だから定数を考慮しろといふのじゃないのです。僻地だから考慮しろといふことなんです。だからこゝし提案があるまで、去年まではほつてきたのかどうか、都道府県にどういふ指導をしたのかといふことは、僻地に該当する都道府県の責任者に二、三尋ねてみたのです。何も指導は受けておりません、こゝろ言つておる。その人の言ふことはでたらめかどうか、あなたはそういう指導をされたか、お尋ねしたい。

○内務府委員 文部省としては僻地の教員の優遇について、また定数の配置について十分の考慮を払うように指導しております。

○野原委員 十分の考慮を払うように指導しておるとすれば、たとえば学級数と僻地の定数の率ですね。小規模学校の場合は一学級一・幾らといふこと

でいきますが、僻地の場合はどういふ率でいくことが最も理想なのか、正しいのか、妥当なのか、その見解を持つておられるでしょう、お聞きしたい。

○内務府委員 そういう比率が出るのは私は困難だと思ひます。というのは、僻地の学校でも単級学校が非常に多いし、単級学校といふのは御承知の通り一年から六年までを含んだものでございす。ですから、この場合に教員数と児童数との関係もあるんで、どの程度の児童数が単級では持てるかといふ問題が私はむしろ中心じゃないかと思ひます。ですから単級学校の場合は、私も一学級大体二十人くらいの規模にしたい。それから複式学級のものもあると思ひます。複式の場合には二個学年の複式と三個学年、四個学年を持つた複式とは非常に負担努力が違つてくると思ひます。その場合の基準をどういふにするかといふ問題もあると思ひます。一がいにならぬで、何がよいといふようなことは私は言えないと思ひます。

○野原委員 文部省はそういう指導ができれば、都道府県はあなたの方から特別の考慮を払え、こゝろいふことをいわたつて、考慮の払いようがないのです。そういう指導はあなたの方の文部官制によつてやらなければならぬことなんです。駐在員を置くなどか、やれ何だかんだとつまらぬところの指導は微に入り細にわたつてあなたの通牒を流している。これはいづれそのうち追及いたしますが、きようはやめまされども、つまらぬ通牒はほとんど流れておつて、法律が規定するところの第四條第四項、「都道府県は市町村の行へき地学校に勤務する教

員及び職員の定員の決定について特別の考慮を払い、並びにこれらの者の採用について必要な指導、助言及びあつせんをしなければならない」と書いてある。都道府県に考慮しろといつたつて、都道府県は考慮しろと聞いたかしのれないけれども、考慮しろといふ通牒は出してない、そういうものは通牒でもらつてないと言つておる。該当府県に文書で出していますか。あなた方はそれは出してない。頭を傾けるくらい記憶にないでしよう。やつていないじゃないですか。

○内務府委員 昭和二十九年度の制定でございすので、法律が制定になりますれば、法律の趣旨を詳細に通知いたすはでございすから、私は出しておると思ひます。

○野原委員 そこで私がお尋ねしたいことは、指導する場合には大体この程度のものでなければならぬといふ具体的な指導をしなければならぬと思ひます。特別な考慮を払えといふなら、これは法律の条文通りなんだ。こんなことは指導にならない。だから具体的なものを持つていらつしやるかと聞いているのであるが、ないならいふものを持つていない、あなたはそういうものを持つていない、今研究中だといふなら正直に言つたらいふと思ひます。

○内務府委員 各府県の条件がいろいろ違ふと思ひます。山間僻地のものもございすし、島嶼の場合もありますし、それからさつき申しました単級、複式、いろいろと状況が違ふと思ひます。そういう意味で私もはただいま国会に提案しております学級編成の基準を見ていただきますれば、大体おわかりと思ひますが、結局小規模

学校の教員数と児童数との関係にあると思ひます。ですから小規模学校の場合には、特に単級の場合は二十人とか、普通の複式の場合は三十人程度とか、あるいは二個学年複式の場合は三十五人程度——普通五十人を一学級とする場合でも、特に学級の規模を小さくして、学習効果を上げるように従来も指導して参つたのでありまして、その実績に基づきまして今度法案を提出したわけでございます。

○野原委員 これで終わりますが、法律ができましたから、法律に基づいてやむなく幾らかの経費を計上して僻地が改善されつつあるといふことは、これはお互いに喜ばしいものと思ひます。思ひますけれども、僻地に対する文部当局の熱意といふものは私は必ずしも十分でないと思ひます。私は具体的にたくさん尋ねてもいいんですけれども、失礼ですが答弁できないことばかりなんです。私が今まで聞いたことでも、本日は資料も出せないし、御答弁もできないので、従つて私はこれ以上お尋ねしませんが、法律は、文部大臣は調査研究資料を整備して、その整備した研究なり資料に基づいて具体的な指導をすることを要求しているのです。都道府県並びに市町村に対して文部大臣の責任として法律が要求している。そういう具体的な指導に欠けるところが大きいにあると私は遺憾ながら考えざるを得ないのです。こゝろいふ不熱意に対して、実は僻地の諸君が非常に憤激して、北海道から鹿児島に至るまで代表者の諸君が東京に集まつて大会を開かなければならぬ、こゝろいふことになつてきているわけなんです。そのうち資料を出されるでございまして、それから、私

は出された資料に基いていずれあらためてまた質問をしたいと思ひます。もつと十分な研究をされるように、そういう怠慢なことでは相ならぬといふことを申し上げて終わります。

○山下委員長 次に国立競技場法案を議題として審査を進めます。質疑の通告がございすから、これを順次許します。佐藤観次郎君。

○佐藤(観)委員 極東オリンピックが近く東京で開かれることになつておりますが、この具体的なことを今まで発表がありませんので、とかく世間から文部省はどういふふうに行つてゐるだらうと疑問に思つておられますが、その構想と、どこでどういふふうに行ふかといふようなことについて、一つ政府当局から御説明をお願いいたします。

○日井政府委員 佐藤委員のただいまの御質問でございすますが、国立競技場は五月のアジア大会を目指してもう完備に近づいておられますが、ただこの運用につきまして、やり方についていろいろ議論のあるところかと思ひます。できるだけこれを独立採算的にやるべきでないか、こゝろいふ御意見もございすますが、しかしアマチュアの競技という建前から申しますと、その点についていろいろ議論の余地はあるのでございすますが、しかしできるだけ自主的な観点から特殊法人を作りまして、国が国立競技場建設についての今までかかちました費用を支出する、さらにまたそれにつけ足す建設について費用も今後出て参りますよりから、そういう場合にはさらにあとから追加

出資して、そうして特別法人を作つてこれが独立の運営をする、なおもちろん監督等は政府の文部省において監督をする、大体この構想に基きましてこの法案を出したのでございますが、なお詳細につきましては担当の政府委員から御説明申し上げます。

○福田政府委員 ただいま政務次官からお答えいたしました事柄に、大体主競技場の問題について御説明申し上げたのでございますが、大体第三回のアジア競技大会の概要を申し上げますと、アジア競技大会と申しますのは御承知のようにアジア競技連盟というのが主催になるわけでございます。主催者としては競技連盟でございます。ところでこの日本の東京におきます開催につきましては政府関係者、それから東京都の関係者、それから競技団体、こういったものをもつて組織委員会を構成しております。この組織委員会が中心になって、このアジア競技大会を進めるわけでございますが、現状はいろいろ各種の準備が進んでおります。大体参加国といたしましてはたいしたところ二十カ国の予定でございます。また、参加人員も大体日本側の選手を含めまして約千六百人というよりなことになる、五月二十四日から六月一日まで九日間あるでございます。

これにつきましては施設の面と大会の運営の面にいろいろ準備が要るわけでございます。

施設の面につきましてはまず主競技場でございますが、主競技場につきましてはただいま政務次官からお述べになりましたように、これは政府で建設いたしました。管理運営を政府でやるというよりな建前で法案の御審議をお願いしているわけでございます。そのほ

か付属の庭球コート等につきましては、これはやはり政府で作るといふよりなことで、現に工事を進めております。そのほか東京都としていろいろやることがございます。施設の整備につきましても、御承知と思ひますけれども、室内プールを作る必要があるといふので、約六億三千万という予算をもつて体育館の裏に室内プールを建設中でございます。そのほかトラックだとかあるいは蹴球場の整備とか、あるいはバレー・ボールのコートの整備とか、あるいはまた射撃場の整備とか、講道館を使ってやります柔道だとか、そういった各種の競技を行います施設が、それぞれ競技団体、あるいは主要なものにつきましては東京都が中心になって整備を進めております。そういった状況でございます。それぞれの施設の整備も大体現状では予想通り進捗いたしております。

それから競技大会の運営でございますが、ただいま申し上げましたような規模でもって行われる予定になっておりますが、これにつきましても大体三億三千万余りの予算をもつてこれを運営していく、そのために政府といたしましては三十三年度の予算に六千万円の補助金を計上している、こういったようなことになっております。概要でございますが、以上補足いたしました。

○佐藤(観)委員 いずれあとで大臣が来られてから詳しい説明を聞きたいと思ひますが、文部省は体育局を作ることになつておるのですか、アマチュアのスポーツについては御承知のようにオリンピック・アジア、オリンピックをこしらへることもそうでありましたが、どうも不徹底な点があります。あした

参考人に野球の問題を聞くことになつておりますが、一体学生のスポーツをどのように考へておるのか。特に極東では何といつても日本がスポーツでは一流の国でありますから、外国との問題になる、将来いろいろ問題が起きるけれども、しかしアマチュア・スポーツをせよというの具にしたり、それからそれがためにいろいろ問題の起きないようにならなければならぬと思つておられますが、一体文部省はそんな腹があるのかどうか。特に文部省が体育局を作つて今後やつていくというときに、どうも何か腰が弱い。当然大蔵省に要求すべき経費の問題でも、何か経費が足らぬというよりなことを言つておられますけれども、一体アジア競技大会のようなアマチュアのスポーツに對してどんな確信を持っておられるのか、その点について田井政務次官並びに福田局長にお尋ねしたいのです。が、そういうよりな点について、どうも私たちが考へてみると、何か非常に浮き腰になつておる、こういったやうに考へられるのですが、一体確信があるのかどうか、あるいは損害が出たらどうなるのか。御承知のようにこの前のオリンピックに行つたときには、競輪の方の金をもたらつたといふやうな問題もございまして、となく世間からスポーツに對していろいろ疑惑が持たれておられますが、この点についてどういふ確信があるのか。今度せっかく競技場ができるわけですが、国民が心配しないでアマチュア・スポーツを見ることのできるかといふことについて、確信ある考へ方を承わりたいと思ひます。

○田井政府委員 アマチュア・スポーツとの関係でございますが、もとよりスポーツの本来の建前はアマチュア・スポーツといふものを根本として考へていかなければならぬのでありまして、ことに政府といたしましてはアマチュア・スポーツをどういふふうにして発展させていくか、ここに基本がなればならぬと考へております。従つてもちろん予算等につきましても、そういう方面に十分考慮いたしております。従つてあまりプロ・スポーツの方からの援助によつてアマチュア・スポーツの方の育成をはかるというよりなことは望ましいことではございませんで、今回のアジア大会におきまして、ただいま仰せのやうな競輪等の収益の援助を受ける、こういったよりなことはいたしませんで、なるべくそういたしては避ける、こういったふうになつております。なおスポーツ界におきましてもアマチュア・スポーツとプロ・スポーツとの規定が非常に嚴重に區別されておまして、従つてアマチュア・スポーツ界のものがプロ・スポーツの方と規定に反して関係した場合においては、嚴重な処分を受けるというよりな点になつております。また、やはり同様の趣旨からではないか、かように考へております。ただししかしスポーツという意味を広く解釈すれば、やはり娯楽という面もたくさんあるのであります。従つて一般社会の人がスポーツによつて楽しむということになつて、プロ・スポーツといふものの意義もそこにあるわけでございます。なおまたこのプロ・スポーツによつて国民全体のスポーツに對する興味、さらにこれに對しての

スポーツを振興しようという熱意というものが刺激され、醸成されるという利点は非常にあるのでございます。そういった意味においては、プロ・スポーツだからといって、一がいこれを排斥するといふよりなことはやるべきでなくて、やはりそこに大きなプロ・スポーツとしての使命というものはある、かように考へておりますが、ただしかし文部省としては、先ほど申し上げたように、アマチュア・スポーツといふものを基本に考へて、そうしてこれの振興をはかつていく、かように考へております。今回体育局ができました趣旨も、重点はもとよりそこにあるのでありまして、この点だけを一応申し上げます。

○佐藤(観)委員 そうなれば、福田局長にお尋ねするのですが、今度の五月に行われますアジア大会の経費をどういふふうに考へておられるのか。大蔵省にどのくらい要求されて、どういふ方法で採算をとられるのか、ここで一つ説明をお願いしたいと思います。

○福田政府委員 ただいまの御質問はアジア大会の経費の問題でございますが、これは先ほど申し上げましたやうに、施設を除きまして、アジア大会を開催いたしますに必要な経費といたしましては、大体三億三千八百三十五万ばかりの経費が要するといふことに見積られております。その中で、いろいろ経費がかかるのでありますが、その三億三千八百万ばかりの経費につきましても、もとより入場料収入の経費をもつてこれを期待することはできませんので、入場料収入で大体見積られておりますのは、一億三千二百五十七万といふよりな数字が見積られておりま

す。その入場料収入のみでは足りませんので、これは従来より大会でも例になつております選手団の負担金とか、あるいはまた広告料の収入だとか、あるいはプログラムの売り代、あるいは若干の経費を計上いたしましたとしても、なお足りないでございます。従つて、これはやはり相当国家が援助して大会を開催しなければできないというようない見地からいたしましたので、この国家から出します補助金といたしましては、ただいま申し上げましたように六千万円を計上いたしました。同時に、東京都もこの開催につきましては非常に熱意を持って当っておりますので、大政府と同様東京都で負担をするというふうな関係から、東京都の補助金が大体六千万円見込まれております。従つて、大部分を両方の補助金と入場料収入でまかなつていく、こういうふうな建前で運営する予定になつております。私もどなたもいたしましては、大蔵省に要求いたしましたアジア大会の運営費に対する補助といたしましては、六千万円要求いたしましたのであります。これは一応確保いたしましたのであります。

○佐藤(観)委員 外国選手の手配なんかについては、どういふ構想を持っておられるのか、またその他経費の問題について伺いたい。

○福田政府委員 外国から参ります選手の手配の問題でございますが、これにつきましては、当初オリンピック村のようものを新しく作つてやつたらどうかというふうな計画もございまして、いろいろ組織委員会の方で検討いたしました結果、なるべく経費を切りつめていくというふうな趣旨からいたしまして、既存のホテルを借り上げ

た方が非常に安くいく、また非常に便利だというふうな点からいたしまして、男子の場合におきましては、ただいまのところ第一ホテルと日本青年館、これを借り上げて充当する。それから女子につきましては、高輪にありますがプリンス・ホテルを借り上げまして、これを寄合に充当する、こういう計画で進めております。

○佐藤(観)委員 その経営の点であります。政府が六千万円、東京都から六千万円、それから入場料が一億三千万円というところで、大体予算が立てられておりますが、これが果して予期の成果を上げない場合にどういふ処置をとられるのか。そういうことで、實際行なつたあとで足りないことがこれまでにあるようだが、その心配はないのか、こういう点について文部当局はどのように考えられるのか。われわれが安心して極東オリンピックを迎えることができるよう、そういう資料のために、福田局長から御説明願ひたいと思ひます。

○福田政府委員 この予算の編成につきましては、これは何回も検討に検討を重ねて、こういう予算になつておる次第でございます。ただいまのところ、この予算でまかない切れないという事柄はないようでございます。従つて、私もどなたもいたしましては、この政府の補助金あるいは東京都の補助金、あるいは入場料収入というふうなものを合せまして、この範囲内で実施することをお願いいたしております。目下のところ、組織委員会ともそういう話し合ひでいっております。従つて、これは予想しておりませんけれども、もしそういう事態が起きるようなことがあれば、

事前によく連絡いたしまして善処したいと考えております。

○佐藤(観)委員 競技場は三月三十一日までにはきつちつとつて完成するか、今の進行状況についての大体のアウト・ラインをお知らせいただきたいと思ひます。

○福田政府委員 主競技場に充てます屋外競技場の方につきましては、関係者の非常な御努力によりまして、工事は非常に順調に進んでおります。従つて今月の二十五、六日ごろになれば、大体一応の工事を完了いたしました。引き渡し得るような状態になつておりますので、今月中にはこれを文部省に引き取ることができるとも考へております。その他、先ほど申し上げました各般の施設につきましても、目下昼夜兼行でやつておるような状態でございます。大体目下の予想では順調に進んでおる、間に合ふというふうに考へております。

○佐藤(観)委員 経費の問題で、今の予算の範囲内でうまくやれるかどうか。今までの工事がだいたいぶん工事費が安くなつておるのか、そういう点について、大体の収支状態はどうなつておるかお伺ひしたいと思ひます。

○福田政府委員 この主競技場の工事につきましては、この経理関係は一切建設省にお預りしておりますので、建設省で主としてやつております。従つて、そのときどきの報告を受け、また連絡をして相談をするというふうなことをいたしておりますが、ただいまこの工事の進捗状況に合わせまして支出をされておりますので、大体予定の額を、もちろん上回りますが、その範囲内で十分工事は実施されております。

して、少しも支障ないようになつております。

○佐藤(観)委員 なお収容人員は七万と聞いておりましたが、大体予定通り七万ぐらいの人が収容できるかどうか、そのことをついでに説明してもらいたい。

○福田政府委員 一応の収容人員は七万と予定しておりますが、これは御承知でもございまして、一応標準規格に合わせた寸法によつて席をとつておりますので、割合にゆとりのある寸法だと考へております。従つて詰め込みはもう少し入る。あるいはまた立席を相当考えますともう五、六千、万くらいは倅に入るのではないかと、こういうふうに考へておりますので、定員は七万というふうに一応考へておりますけれども、多少その辺に余裕があるようでございます。

○佐藤(観)委員 大臣がお見えになりましたから、二、三の点についてお伺ひしたいと思ひます。実はこの次の次の国際オリンピックを日本に誘致しようという運動がございまして、近く国会でも決議されると思ひます。近く国会が、文部省は体育局を作つて、アマチュア・スポーツに熱を入れるといひますけれども、この次の次のオリンピックを誘致するためにどんな方法をとられておるか、だれを代表に出しか、その点を文部大臣からお伺ひしたいと思ひます。

○松永国務大臣 御指摘になりました点につきましては、この五月にIOCのアジア大会が開かれますので、そのときに関係者が寄つてみっちり協議をして万全を期したいというふうに考へ

ております。今準備委員会をやつては、おるのでありますけれども、しかし正確なことはあと二カ月過ぎた五月にみんなが集まりますから、そのときに万全を期して今度こそは招致したいというふうに考へております。

○佐藤(観)委員 大臣としては日本へ必ず来るという確信を持っておられるのかどうか、この点を一つ重要だからお聞きしたいと思ひます。

○松永国務大臣 来年のことを言つて鬼が笑うといひます。数年先のことは何が笑うか知りませんが、しかし私は第十二回国際オリンピック招致運動を責任者としてやつた経験を持つわけでありまして、あのときには私は東京市会議長をいたしておりましたが、あのときは非常に運動の結果は、御承知のように軍部がじゃましてつとつたけれども、これはできなくなりましたけれども、招致することにきまつたことは御承知の通りであります。今度は世界各国でもとにかくやはりアジア開催をやるのが至当であらう、国際オリンピックはひとりでアメリカとヨーロッパの専有物じゃないのだという声が非常に盛んなのでございまして、やはりアジアの一番先進者であるところの日本に持つていくことが当然じゃないかというふうな空気が随所に現れておるようでございます。私はこの次には必ずや招致することができるといふふうに思つておる次第でございます。

○佐藤(観)委員 ちやうど数年前に川崎君が厚生大臣をやつておるときに、厚生省に体育局を持つていくという

大きな運動をされておられながらできなかったことがありますが、われわれは当時文教委員会におきまして非常に遺憾に思いました。しかし今度は幸い松永文部大臣が大臣になられまして、体育局が文部省にできることになって非常に喜んでおられるわけですが、学生スポーツという問題についてはどうか世上問題があります。特に野球選手の引き抜きの問題あるいは入学試験にからんでいろいろの問題があります。

が、こういうものについて松永文部大臣はどのような構想を持っておられるのか。特に体育局ができ、体育行政が全部文部省に持つてこられることになりますと、学生アマチュア・スポーツ、職業野球の問題あるいは水泳の問題等々いろいろありますが、一体どういうような方針で体育局を作られて、日本のいわゆる学生スポーツまた一般のアマチュア・スポーツに対してどういう方法をとられるのか。これは文部大臣が特に今度体育局を作られる関係上責任もあり、確信もあると思いたすので、その点だけ御意見を承わりたい。

○松永国務大臣 これは特に学生ばかりでなく、社会的にスポーツを奨励したいというふうに私は考えておるのである。しかし特に学生は、御承知の通り一番発育のまっ盛りですから、この時期にこそ徳育あるいは知育と並行をして体育はまさに奨励しなければならぬ。幾ら健全な思想を持っておりまして、幾ら優秀な頭脳を持っておりまして、そのからだに病的であつては何の役にも立ちません。そこで何とか一つ健全なからだをまず作らなければならぬ、体育を奨励しなければならぬということをお願いいたして

ります。しかしながらこれはそれぞれ学校の盛りに上つてきております。今日ではこの学校でも、小学校、中学校、高等学校、大学、みんなそうしたスポーツ熱にたぎつておるというふうな考えを助長して、従つてこうした空気をますます助長して、そうしてつづかならだを作るように精進したいというふうに考えております。さらに進んでは国民全体がそうした体育に関心を持つように、さらにまた国民全体が老若男女を問わず、都鄙を問わず、こうした体育に精進するようにやりたいというところを念願いたしまして、実は国民体育デーというものをこさえたかどうかというので、この間から問題にして今研究を進めておるような次第であります。

○佐藤(觀)委員 文部大臣に一つお伺いをするのですが、実は私たちがスポーツが好きで、野球なんかは特に好きであります。今大学の入学試験、就職試験、特に就職試験が大へんになっております。ところが野球の選手であるがために相当な金をもらつておる。数千円といわれ、数百万円といわれておられますが、片方では一千万円の月給を取るのに大へんな就職をしなければならぬのに、大学で野球選手をやつておれば何千万円ももらえるというふうなことは、これは社会上非常によろしくないと思つております。特に文部省は大学の指導監督をする立場でありますので、こういうふうな弊害をどのようにに

お考えになつておるのか。また今後こういうふうな弊害をどのようにに指導されていかれるのか。大学を出る人あるいは高等学校を出る選手の問題について、いろいろとかくの批評がある。こ

れはわれわれの学生時代には考えられなかつたような事態が職業野球を中心としていろいろ現われております。明日参考人からいろいろ承るつもりであります。が、こういう点について文部大臣はどういうふうな考えで今後こういうふうな問題を処理されるのか。こういうことについてお伺いをしたいと思ひます。

○松永国務大臣 御指摘になりました点は、私も新聞紙上でそうしたことのあることを見ておるだけなんです。お話を通り、非常に困つたことだ、苦しいことだと考えております。そうした契約ができたとか、あるいは何千万円で売り買いができたとかというふうなことを聞いております。ただしそれを文部省として停止するというような権限は何も持ちませんので、困つたことだと思つてはかりで、どうにも手がありませぬ。しかしこれは先日関係係者といろいろ一関係者と申しますものは、文部省内の関係各局課と相談しまして、何とかこれは手が打てぬか、警告を発するとか何とかというふうな、法律上のそうしたことの禁止ができぬとしても、何らかの方法はないものかというところを相談をこらしておる。ところなんでありませぬ。御説の通り、こういうことは、特に学生として生活しているアマチュアが、そうした方面に売り買いされる——売り買いという言葉を使つていいかどうかはわかりませんが、これは非常に困つたことだ、好ましからざるべし、何とかこれは禁止せねければならぬというふうに考えております。

○佐藤(觀)委員 まあ近くはアジア大会もあり、また今言われるように国際

オリンピックも日本にくるような状態にもありますが、特に体育局を文部省に今度作られますが、これは四月から組織法でできますが、ただ体育局長にその人を得ないと、今後のスポーツ運営がうまくいかないと思う。松永文部大臣は人柄のいい人でありまして、議長もやられたし、文部大臣としてはアマチュアでありましてなかなか好評があるわけなんです。どうか文部省が体育局を作つてやる以上は、非難のないようにその人を得て、将来の中、一般の人が不満を持たぬように公平な運営をやつて、将来あらしめることを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○木下委員 佐藤委員からの御質問の関連質問ということで通告を申し上げておりました。いすれあしたあたり参考人の出席の上で詳しいことは承ることにいたしまして、一切略します。

一点だけ大臣に伺ひますが、先ほど次官からプロとアマチュアということについていろいろ御意見がありました。が、私の聞き方がまずいのか、一体どういうふうにおつしやつておるのかつかむところが多かつたといひます。私の方の言葉でいへば、何を言つてゐるのかわからなかつたというふうな感じがいたします。この際、大臣に一点だけ明確に、お願いしたいこととお気持ちを承りたいことは、例をプロ野球にとりまして、これは一つの企業でありまして、いろいろなことに金を使ひ、これはいたし方ないと思ひます。たとえば国鉄のチームから金田を

引いた場合にはゼロになる、従つて金田に月給を五十万、百万出すこと、これはいたし方ないと思ひますが、この際体育局もできるときはあるし、私もスポーツの中に関係ある者として意見、あるいはいろいろ議論もあるとは思ひますが、率直に申し上げます、学問の方に天才教育とかいろいろ進むべき道がある、予算的にもいろいろ措置をされておる、この場合に、また天才といふことの定義、限度にもいろいろありまして、スポーツの天才、アマチュアとしてのスポーツがどれだけ国のためになるか、まあ戦争に負けた日本を再建するのにこれこれというふうな意味合いからいひましても、ぜひこの時期に、スポーツの天才といふ者がますますその道に伸びることを一つお考え願ひたい、とお願ひを申し上げると同時に、私のこの意見に対して率直な意見を承りたいのであります。この一点だけ伺ひます。

○松永国務大臣 スポーツ面におけるアマチュアの天才を発揮させるということにはしごく同感であります。そうした天才を発揮してこそみんながスポーツに興味を持っていく、適進していくというところにおいて、私はどうしてもしようとした天才を伸ばしていきたいというふうに考えております。ただししかしプロの方では、まあ月給が五十万円とか何とか、莫大なもの、夢想もできないような月給でかかえられておるとか動かされておるとか、それは御説の通りいろいろな企業団体の宣伝にもなることでありまして、あつたことをやつておられますが、しかしそれは今どうにも手が出ないところでは

相当な給料を出さなければならぬの

は、これはもう無理もないことですけれども、やはりおのずから限界があるのじゃないか。あまり過当な給料や過当な身代金といいますが、何かそういうものを出して刺激するということは、私は喜ばしくない、好ましくないことだといふふうに考えております。これはいまだ少し大いに研究してみたいと思います。

○木下委員 大臣のしごく同感だ、研究するというお話でわかったようでもございすが、今具体的にどういう案かお示しを願いたいとはわれわれは決して申し上げませんけれども、先ほどから申し上げましたように、スポーツのアマチュア人としての天才が伸びていく道というのについて、ぜひともいろいろな御措置をお願いしたい、こういうことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○山下委員長 野原君。

○野原委員 佐藤委員の質問に対して、大臣から国際オリンピックの東京招致についての確信のあるお話があったわけですが、ところが私の考えるところによると、これはなかなか簡単に東京にはこないと思います。従ってこの次の国際オリンピック大会を東京へ招致するには、やはり責任者である文部省が東京に呼ぶだけの具体的な計画をすみやかに立てなくちゃいかぬと思うのです。立てておられるとは思いますが、あれだけの確信のあるお話ですから、何か持っていられませんか。

○松永国務大臣 大体の空気は、招致できるというふうに考えておりますけれども、御説の通りこれはこのまま放置しておいてもこっちにくるものではないと思います。ですからこれは懸命の努力をしなければなりません。その懸命の努力は、要するにもちろん文部省が中心となつていろいろお願いせぬければならぬのでございすが、あるいは皆さんにもお骨折りを願つて、招致運動をやります、実現するための努力を一つやらぬければならぬというふうに考えております。仰せの通りこのままはおいておいてきよとは夢にも考えておりません。努力の結果こちらに招致することができるといふふうな見通しは持つております。

○野原委員 今度、大臣も御承知かと思つてありますが、列国議会同盟の一九六〇年、再来年の会議が東京で開かれることには決定なんです。これは衆参両院の議長が中心になつて、非常な努力をされた結果なんです。で、私どももほんとうを言つて東京にもいかげんオリンピックがきてもいいと思つてます。日本の国際オリンピックに対する選手の派遣、その他今まで異常な熱意を示してきたことから考えても、実は東京にこの次の次にくるということはおそいくらいなんです。しかしほつておいたら私はこないと、これは日本だけでなしに、各国が国際オリンピックといふものを引っぱらうとしておりますから、具体的にやはり各国に対し、日本でオリンピックを開かねばいかぬじゃないか、こういう呼びかけをする必要があると思つて、最近においてそういうことをやられておるかどうか、いかがです。

○福田政府委員 オリソピック招致について、各国に連絡をして大いに運動したかというお尋ねのようございすが、このことにつきましては、すでに東京が中心になりまして、ローマ大会の際のオリンピックを東京で開きたいという、かなり具体的な計画をこしらへまして、国際的に呼びかけて参つたのであります。この点は御承知のことと思ひますが、それに合せまして、日本側にありますところのIOCの委員が、例年それぞれの国で会合を開かれておりますが、そのIOCの総会の機会に、日本側から機会あるごとに各国の委員を説きまして、日本にオリソピックがくるようにというふうなことをやつておるわけでありまして、それに対しては、事柄はIOCの総会でありまして、一応その総会に對しまして、日本側の委員が出る場合におきましては、極力そういう運動を援助していくというふうな建前で、各国の委員が納得いたしませんとこれはできませんので、各国に対して極力そういう努力はいたしております。

○野原委員 その程度のこととは私も知つておるのです。ただ私が遺憾に思ふのは、東京は確かにやつております。安井さんがやつておつた。日本の体育協会も、IOCに行つて発言もして動いておるようです。ところがやはり東京に招致するには、いろいろ組織的にやつていくための準備委員会というふうなものを、政府と東京都と体育協会、こういうもので作つて計画的にやらないと、これはとてもだめじゃないかと思ひますが、そういうものは考えておられるかどうか、お聞きしたい。

○福田政府委員 御承知のことと存じますが、先般、野原先生のおっしゃるようなそういう準備委員会ができました。

○松永国務大臣 御説のようなことを私も聞いております。しかし幸いにして今では、今仰せになりましたような点を、各私立大学あたりでも考慮しまして、學業のできない者をスポーツが優秀だからといつてどんどん入れるというふうなことはやつておらぬやうであります。従つてやはり試験制度あたりでも、厳格にやつておるということ、各学校で聞きまして、非常に喜んでおるような次第でございします。しかし十年ばかり前までは、お説のようないことがあつて、困つたものだと思つておりましたけれども、今日では非常にその点では矯正されて参つておるといふことを聞いて、喜んでおるような次第であります。

○野原委員 特殊な選手にならうかと思ひますが、たとえば六大学の野球リーグといふものがある。その特においてはすぐれた天分を持つておる選手が、年間を通じてその大学の學業に出席した時間数はきわめてわずかだ、こういうこともよく聞くのです。やはり学生のスポーツである限り、學業をおろそかにしたスポーツでは、これは健全なスポーツとは言えないと思ふ。こういう方面の指導を、今度新設される体育局等においては考えるでありまして、一体どうお考えになるか。健全なスポーツといわれる限りは、ほんとうに學業を捨ててしまつて、そのスポーツにだけ学生がうき身をやつすのは健全じゃないかと思ふ。学生スポーツである限り、プロだ、アマだといふことをよく問題にしますけれども、私が問題にする場合に、プロといふのは職業的、つまり金で売買されるというところを、この前の予算の分科会でも、小川半次君が文相代理唐澤さんに質問しておりましたが、これは私は単に金銭による売買だけじゃないと思ふ。やはり健全な

学生スポーツという限りは、ある程度
学生の身分である学業をおろそかにし
てはいかぬ、こういうところから
昔は出席日数が何日、それから学
業成績が何点、たとえば六十点、それ
以下の者はその試合に出場することを
認めないという具体的なやり方
で、学生がスポーツにのみこり固まっ
て、学業をおろそかにするようにな
らないように考えておいた。このこと
は、スポーツだけから見れば問題があ
るかもしれませんが、私は学生
スポーツという点から見れば、やはり
考えていかなければならぬのじやない
か、大学の権威の上からも、考えてい
かなければならぬのじやないかと思
います、大臣はいかがお考えですか。

○松永国務大臣 その点に関する限り
は、野原委員のお説と私は同様の意見
を持っており、従って今後ともそ
うした趣旨に基いて、各私立大学にも一
つ協力をしてもらおうと思っております。
しかし幸いに先ほども申し上げ
る通り、十年ばかり前とは大へん違
いまして、やはりお説のような趣旨に
従って各私立学校のスポーツを奨励し
ておるといふふうに聞いております。

○野原委員 あと一点は、国立競技場
法案のことですが、付則を見ますと、四
月一日から実施するということになっ
ておりますが、このことはアジア競技
大会と関係があるのですが、お尋ねし
ます。

○福田政府委員 法律の施行期日の問
題でございますが、アジア競技大会を
開催いたしますためには、諸般の準備
が要るのでございまして、この法人も
四月一日から出発して、従って予定し
ておりますところの資本金の出資とか

各般の準備をいたしまして、そうして
五月のアジア大会の運営に支障のない
ようにしたい、こういう意味で四月一
日を期日としておるのであります。

○野原委員 四月一日にこの法案が
成立しないという問題がありま
す。私は時間がありませんから、私
も各条文を検討してみたいというの
意見を持っておりますが、申し上げ
ませんが、四月一日にどうしても成立
が困難だ、あるいは三月二十五日ご
ろにしか参議院を通らない、こういうこ
とになると、アジア競技大会に支障が
ございまして、もし成立できない場合
には、アジア競技大会はどういう運
営でなさるか、お尋ねしておきたい。

○福田政府委員 お尋ねのように、三
月二十五日ごろまでに法案が成立した
しませんが、支障はないと存じま
す、私も予断いたしておりません
が、不幸にしてそういう事態に至りま
した場合には、なおよく研究したいと
思っております。

○野原委員 これをもって終ります。

○山下委員長 次に、国立学校設置法
の一部を改正する法律案を議題といた
しまして、審査を進めます。質疑の通
告がございまして、これを許しま
す。高村坂彦君。

○高村委員 実は私は国立競技場の問
題につきましてもいろいろお尋ねをし
たいと思いましたが、時間がだいたい過
ぎておりますから、国立学校設置法の
一部を改正する法律案について、若干
のお尋ねをいたしたいと思つていま
す。今回の国立学校設置法の一部を改正
する目的は、科学技術教育の振興とい

ることが主となつておるようでありま
すが、科学技術教育の振興ということ
について、これだけの学校の設置な
り、あるいは学校の増設なり、あるいは
は研究所の増設といったようなこと
で、大体満足しておるのだ、こういう
お考えでございまして、あるいはなお
こういうこともやりましたか、だけれど
も、他日を期するのだというような問
題もおありだったかどうか、その点を
まずお尋ねしたいと思つています。

○松永国務大臣 御指摘になりました
点について、実を申し上げますと、三
十三年度予算でわれわれがその科学技
術教育の振興の面について入手した
これは予算では、きわめて不満足で
、これは足りない。これは質の面から
いっても、量の面からいっても、まだた
くさんの予算をちやうだいしてやらな
ければならぬ問題がたくさんあります
けれども、しかし一度にはなかなかそ
ういきませんので、このくらゐな程度
の予算で三十三年度は一つ進めてみた
い、そしてさらに三十四年、五年と漸
進的にやつていきたいというふうに考
えております。

○緒方政府委員 大臣の御説明に若干
補足を申し上げますが、この国立学校
設置法に規定いたします事項は、学部
の設置あるいは短期大学の設置、それ
から研究所の設置というような事項で
ございまして、なおこのほかにも、こ
のたびの予算で実現したい点は
多々ございまして、たとえば学部の中
の学科の増設、それは十五学科を科学技
術関係で増設したいのであります
が、そのほか学部に付設いたします研
究施設も相当数増設をはかつておりま
す。あるいは付置研究所にいたしまし

ても、内容の整備等をはかりたいと思
います、この改正法に掲げましたの
は、法律事項になつております部分だ
けをここに出して、かようなわけ
であります。

○高村委員 科学技術教育の振興とい
うことが、科学技術振興の一環として
重視されてきたわけでありまして、来
年度の予算を見ますと、教育関係の予
算に比して一般の科学技術振興の予算
が非常に多いように思ふのです。そこ
ろが科学技術などというものは、そ
う一朝一夕に振興できるものじやないの
であつて、やはり基礎から積み上げてい
かなければならぬ。そういう意味に
おきましては、私もやはり大学だ
けでなしに、小中学校、高等学校、そ
ういふものの基礎的な方面からそ
ういふところに意を用いてやつていかな
ければならぬ、ことに一般の科学
技術の振興を期する上におきまして
は、まず日本の今日の段階においては
教育という基本的な問題に重点を置く
べきだ、かように私も考えておる
わけでありまして、そういう点につ
いてこそしの予算の振り分けを見ますと、
科学技術教育振興という面において
や押しされ気味になつておるという感じ
がいたしますが、大臣はどういうふう
にお考えでございまして、御所見を伺
いたいと思つています。

○松永国務大臣 それはお説の通り、
私もやはり少し予算をほしたの
ですが、しかし大体与えられた、すな
わちこの間衆議院を通過しましたその
予算の範囲内で三十三年度の科学技術
教育の振興はやつていけるのじやない
か。それと申しますのは、量において
も大体千七百七人学生を増加すること

できますし、さらにまた中学校、高等
学校の課程においても、科学技術のや
はり教育を浸透させることができる
と思つて、従つて逐次いづゆる経
五九年計画の最後の三十七年度まで
うちには、その計画の線に沿つて、必
要な中堅技術者を作り出すことができ
ますというふうに考えておる次第であ
ります。

○高村委員 だいたい時間が過ぎてお
りますからこれで終りますが、私は大
臣の御苦心はわかりますけれども、や
はり科学技術の振興ということにつ
いては、なるほど当面いろいろ派手なこ
ともやらなければならぬ面もあると思
いますけれども、やはり教育の面
でその基礎を作っていくということが最
も大事だと思つております。そう
いう意味におきまして、この国立学校の
設置法の一部を改正して、国立学校の
面において相当の伸展が見られますけ
れども、さらに小中学校、高等学校ま
た国立学校の研究費等についても、私
はことしの予算全体を見まして決し
て満足と思いません。どうか今後一段
の御努力を切にお願い申し上げます
で、なお法案の内容等につきましては
質問を留保いたしまして、本日の質疑
を終りたいと存じます。

○山下委員長 それでは本日はこの程
度といたしまして、委員会は午後十時
より参考人の出席を求め、国立競技場
法案に關し、意見を聴取いたしますこ
となつております。

本日はこれをもって散会いたしま
す。

午後零時五十六分散会

昭和三十三年三月七日印刷

昭和三十三年三月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局